

船橋市における特定事業所集中減算の取扱いについて
(平成30年度前期判定期間分から)

船橋市

「特定事業所集中減算」は、正当な理由がないにもかかわらず、各サービスの計画数のうち、判定期間内で紹介率最高法人の計画数が80パーセントを超えている場合には、減算請求することになります。適用の対象外となる「正当な理由」については厚生労働省通知（老企第36号第3の10）で示された例示（以下「国の例示」という。）がありますが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断することが必要となることから、船橋市においては次のとおり正当な理由の範囲を定めることとしました。

○ 正当な理由の範囲

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護がサービスごとでみたときに、5事業所未満である場合（国の例示）。
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合（国の例示）。
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合（国の例示）。
- 4 国が例示した「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」については、次のいずれかを満たしている場合に考慮する。
 - (1) 当該事業について紹介率最高法人がISOの認証（ISO9000）を取得している場合。
 - (2) 当該事業について紹介率最高法人が福祉サービス第三者評価において標準項目のうち実施数が90%以上である場合。（端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入とする。）なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前3年度分までのものとする。
 - (3) 介護予防通所型サービスを併せて実施している通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所で、事業所評価加算を算定している事業所の場合。

5 居宅サービス計画（以下「プラン」という。）作成時点で、次の（１）及び（２）に該当するプランを除いて再計算した結果、８０％以下になる場合又は各サービスの１月当たりの平均居宅サービス計画件数が１０件以下になる場合。（※）

（１）次のア～オのいずれかに該当するもの

ア 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に５事業所未満であって、かつ、これらの事業所による通院等乗降介助サービスを位置づけているプラン

イ 訪問介護サービスに関して、夜間、早朝又は休日営業（土・日・祝日）をしている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に５事業所未満であって、かつ、これらの事業所による夜間、早朝又は休日営業のサービスを位置づけているプラン

ウ 訪問介護サービスに関して、特定事業所加算を取得又は取得できる体制にある事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に５事業所未満であって、かつ、これらの事業所を位置づけているプラン（H12.3.1 老企第３６号第２の１通則（７）に基づき認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者及び要介護４又は要介護５である者が対象であるプランに限る）

エ 通所介護サービス及び地域密着型通所介護サービスに関して、時間延長又は休日営業をしている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に５事業所未満であって、かつ、これらの事業所による時間延長又は休日のサービスを位置づけているプラン

オ 福祉用具貸与サービスに関して、医師等の指示で介護機器の選定を行った者が対象であり、当該介護機器を扱っている事業所を位置づけているプラン

（２）市町村や地域包括支援センターから紹介された支援が困難な事例に係る者及び平成１２年３月３１日以前からの利用者が対象であるプラン

○特定事業所集中減算の取扱い

具体的な判断については、特定事業所集中減算算定表様式及び正当な理由を確認できる書類を提出いただいた上で、この取扱いに基づく審査を行い、該当の有無を事業者へ通知します。通知については、前期分を１０月中旬に、後期分を４月中旬に予定しています。

※取扱い5について

「（１）及び（２）に該当するプランを除いて再計算した結果」の除いてとは、**各サービスの計画数**及び**紹介率最高法人の計画数**の両方から除くこと。